

第3回古平町議会臨時会 第1号

平成29年11月27日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第45号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第46号 古平町立診療所デジタルエックス線TVシステムの取得について
- 7 同意第12号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 8 同意第13号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 9 同意第14号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命について

○出席議員（10名）

議長10番 逢見輝続君	1番 木村輔宏君
2番 堀清君	3番 真貝政昭君
4番 岩間修身君	5番 寶福勝哉君
6番 池田範彦君	7番 山口明生君
8番 高野俊和君	9番 工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	貞村英之君
副町長	佐藤昌紀君
教育長	成田昭彦君
総務課長	松尾貴光君
企画課長	細川正善君
財政課長	三浦史洋君
民生課長	五十嵐満美君
保健福祉課長	和泉康子君
産業課長	宮田誠市君
建設水道課長	高野龍治君

会 計 管 理 者	藤 田 克 禎 君
教育次 長	白 岩 豊 君
総務係 長	澤 口 達 真 君
財政係 長	人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事務局 長	本 間 克 昭 君
議事係 長	小 澤 浩 二 君

開会 午前 9時57分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。3番、真貝議員につきましては、所用によりおくれる旨の連絡が入っております。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** ただいま事務局長の報告のとおり9名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第3回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、高野議員及び9番、工藤議員のご両名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○**議長（逢見輝統君）** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○**議長（逢見輝統君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成29年度9月分、10月分の例月出納検査結果、平成29年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、平成28年度古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第44号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第4、議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年8月8日の人事院勧告による改正及び町独自の給与削減措置の一部回復を行う改正案でございます。

議案2ページ目をお開きください。第1条では、人事院勧告に基づき平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を0.95月に、再任用職員については0.45月とする改正、現行の給料表を初任給を、000円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げ、その他はそれぞれ400円を基本に改定し、平均改定率0.2%の改正となっております。以上の2点でございます。給料表の改正については、平成29年7月1日から実施する改正となります。

次に、議案7ページ目をお開きください。第2条では、人事院勧告に基づき平成29年6月期以降の勤勉手当の支給割合を0.90月に、再任用職員にあっては0.425月とする第15条の2第2項第1号の改正、平成27年から3年間で給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを実施してまいりました。経過措置として実施してきた55歳を超える6級以上の職員の給料等の0.5%削減措置を平成30年4月1日をもって廃止するための附則の削除、以上2点が人事院勧告に基づく改正でございます。

新規採用などで優秀な人材を確保するため、町独自の削減措置の一部回復として、期末、勤勉手当の役職加算率を国家公務員の2分の1支給から3分の2支給に回復することとし、主任職が100分の2.5から100分の3に、係長職が100分の5から100分の6に、課長職が100分の7.5から100分の10とする第15条第2項の改正、管理職手当を給料月額100分の7から5万円とする第18条の改正、以上の2点が町独自の給与削減措置の一部回復を行う改正でございます。

第2条の改正については、平成30年4月1日から実施する改正となります。

最後に、議案8ページ目をお開きください。改正附則第3条をごらんください。平成29年1月1日に1号俸を抑制された昇給を回復する措置として、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を1号俸回復する措置を規定しています。改正附則第3条については、平成29年4月1日に施行する改正となります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第45号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第45号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第45号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案10 ページ目をお開きください。本件は、特別職で非常勤の職員に特別職の職員懲戒審査委員会委員長及び委員を追加し、報酬額を委員長6,000円、委員5,000円と定めるものでございます。

特別職の職員懲戒審査委員会についてご説明いたします。特別職の職員の懲戒制度については、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分の規定は適用できません。このため特別職の職員の懲戒制度については、地方自治法施行規程第16条において準用する第13条に規定された懲戒制度によることとなります。これらの懲戒処分の手続については、地方自治法施行規程第16条に規定する懲戒審査委員会の議決を得る必要があります。懲戒審査委員は、地方自治法施行規程第16条第4項及び第5項の規定により委員3名をもって組織し、学識経験者から2名、町の職員から1名を町長が議会の同意を得て任命することと規定されております。委員会の詳細を定めた特別職の懲戒審査委員会規則が平成29年11月1日に施行していることから、本条例案についても公布の日から施行し、平成30年11月1日から適用することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第46号 古平町立診療所デジタルエックス線TVシステムの

取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第46号 古平町立診療所デジタルエックス線TVシステムの取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を要する財産の取得、または処分は、予定価格90万円以上の買い入れ、または売り払い契約とされているため、提案するものでございます。

また、内容につきましては、去る11月21日、指名競争入札を行ったものでございます。

それでは、議決いただく内容を説明いたします。1、財産の内容、デジタルエックス線TVシステム一式。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格987万1,200円。

4、契約の相手方、住所、小樽市堺町3番24号、氏名、株式会社竹山小樽支店支店長、富樫隆信。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） 今このものが現場で必要だということで購入すると思うのですけれども、こういう設備というのはどうしてもなければだめなものなのか、それとも従来我慢していて、今回の申請になったものなのか、そこら辺説明してください。

○保健福祉課長（和泉康子君） なければだめなものかというところでは、なくても診察なり、診療所の運営には問題ないのですけれども、今現在使っておりますのが画像を撮りましてから暗室に行って、かなり時間もかかるし、画像が鮮明かどうか、またこっちのデジタルというものはその場で見れて、3Dではないのですけれども、いろんなふうに見れますので、診察の範囲が広がるということで、最低でもレントゲン等があれば診療所としての機能は第1次医療としては問題ないのですけれども、町立病院ということと病院が町内に1つしかないというところで、まずこの高価な機器を入れました。今後については、1年、2年経過した状況を見ながら、整備方法を検討してまいるところでございます。

○2番（堀 清君） こういう病院関係の設備というのは、その耐用年数だとかは余り私よくわからないのですけれども、そこら辺のものはどれくらい使えるものなのですか。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今このデジタルシステムに特化したものではないのですけれども、通常10年から15年というところで、消耗品自体も高いですし、機器もかなり進化して、日進月歩でいいもの出ていますけれども、耐用年数ということであれば10年から15年というところでございます。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 古平町立診療所デジタルエックス線TVシステムの取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 同意第12号ないし日程第9 同意第14号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、同意第12号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命についてから日程第9、同意第14号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（貞村英之君） ただいま上程されました同意第12号ないし第14号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員として、地方自治法施行規程第 条第5項の規定により同意を求めるものでございます。任命すべき委員として、学識経験を有する者のうちから2名、町職員のうちから1名の同意を求めるものでございます。

なお、任期については4年となっております。

それでは、同意第12号についてご説明を申し上げます。議案3 ページ目をお開きください。任命すべき委員としまして、学識経験を有する者として、住所、古平郡古平町大字浜町 番地 11、金澤順悦氏。

同意第13号、議案15 ページ目をお開きください。任命すべき委員、学識経験を有する者として、住所、古平郡古平町大字浜町202番地、氏名、白川浩一氏。

同意第14号、議案17 ページ目をお開きください。任命すべき委員、町職員のうちから、住所、古平郡古平町大字港町1番地、氏名、松尾貴光氏。

以上、3名を任命すべき委員といたします。ご審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから同意第12号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第12号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

これから同意第13号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第13号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

これから同意第14号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第14号 古平町特別職の職員懲戒審査委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長(逢見輝統君) それでは、会議を再開いたします。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第3回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員